

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第25号

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例

県立学校授業料等条例（昭和38年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（授業料の減免）</u></p> <p>第8条 知事は、経済的事情により学業の継続が困難で特に必要があると認められる者に対しては、授業料を減免することができる。</p>	<p><u>（授業料等の減免等）</u></p> <p>第8条 知事は、経済的事情により学業の継続が困難で特に必要があると認められる者（次条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）に対しては、授業料を減免することができる。</p> <p>第9条 知事は、次に掲げる者に対しては、授業料等（聴講料を除く。以下この条及び次条ただし書において同じ。）を減免することができる。</p> <p><u>（1） 大規模な災害であって、県民生活に著しい影響を及ぼすものとして規則で定めるものにより甚大な被害を受けたと認められる者</u></p> <p><u>（2） 前号に規定する事由以外の事由であって、県民生活に著しい影響を及ぼすものとして規則で定めるものに起因する経済的事情により就学が困難で特に必要があると認められる者</u></p> <p>2 第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項、第5条、第6条第1項又は第7条第1項の規定にかかわらず、知事は、前項の規定に基づく減免の申請をした者については、当該申請に対する審査の結果に係る通知の日までの間、授業料等の納付を猶予するものとする。</p> <p>3 前項の申請をした者に係る授業料等の納付に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p><u>（授業料等の還付の制限）</u></p> <p>第9条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項ただし書の規定により前納した授業料及び第7条第1項ただし書の規定により前納し</p>	<p><u>（授業料等の還付の制限）</u></p> <p>第10条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項ただし書の規定により前納した授業料及び第7条第1項ただし書の規定により前納し</p>

た寄宿舎料並びに第3条第1項本文及び第2項の規定により納付した授業料（同条第4項の規定により納付することを要しないとされたものに限る。）並びに第6条第1項の規定により納付した通信制受講料（同条第3項の規定により納付することを要しないとされたものに限る。）については、この限りでない。

（補則）

第10条 [略]

附 則

1～3 [略]

4 第4条第1項、第5条、第6条第1項又は第7条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学選考料、入学料、通信制受講料又は寄宿舎料を免除することができる。

5 第4条第1項、第5条、第6条第1項又は第7条第1項の規定にかかわらず、知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により就学が困難で特に必要があると認められる者に対しては、入学選考料、入学料、通信制受講料又は寄宿舎料を免除することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において現に在学する者で、この条例による改正前の県立学校授業料等条例（以下「改正前の条例」という。）附則第4項に規定する災害により改正前の条例第8条の規定に基づき授業料の減免を受けていたもの及び改正前の条例附則第4項の規定に基づき通信制受講料又は寄宿舎料の免除を受けていたものは、この条例の施行の日においてこの条例による改正後の県立学校授業料等条例第9条の規定に基づき減免を受けた者とみなす。

た寄宿舎料並びに第3条第1項本文及び第2項の規定により納付した授業料（同条第4項の規定により納付することを要しないとされたものに限る。）並びに第6条第1項の規定により納付した通信制受講料（同条第3項の規定により納付することを要しないとされたものに限る。）並びに前条第1項の規定に基づき減免された授業料等については、この限りでない。

（補則）

第11条 [略]

附 則

1～3 [略]